



## 第4節 豊かな自然の保全と活用



### 1 生物多様性の保全・回復の推進

#### 【現 状】

#### ◆豊かな自然

本県は、北に周防灘、東は伊予灘、豊後水道及び日向灘の海域を臨み、西と南を英彦山系・津江山系、くじゅう山系及び祖母・傾山系の山岳地帯に囲まれています。地形が複雑で山地が多く、平野は比較的少なく、県土の71%が森林に覆われています。

山地では、広大な草原を山すそに持ち九州の屋根と呼ばれるくじゅう火山群や由布・鶴見火山群、修験・修業の山である英彦山、急峻な尾根の連なる祖母・傾山系がその代表であり、これらの山地を流れ下る水流は、渓谷や瀬を刻み、多くの河川となって豊富な水の恵みを私たちにもたらしめています。

海岸部は、北部は遠浅の周防灘、中央部は波穏やかな別府湾、南部はリアス式海岸の日豊海岸と変化に富んでおり、山地が海岸に迫っているなど特徴的な地形が気候にも影響し、比較的多くの気候区に分かれます。

このように地形・地質が複雑なうえ、気候も変化に富んでいることから、多様な植生分布がみられ、動物相も豊富です。

本県は、こうした豊かな自然と生物多様性を利用して、農林水産業を始め多くの産業を発展させ、多様な気候や地理的特性のもとで地域色豊かな文化を育むなど、自然の恩恵を受けて生活を営んできました。

一方で、国内外から持ち込まれた外来種や経済活動に伴う開発、地球温暖化などの地球環境の変化といった様々な要因により貴重な動植物の減少がみられています。県内の絶滅のおそれのある野生生物リストの見直しを行い、2021（令和3）年度に「レッドデータブックおおいた2022」としてまとめ、公表したところですが、この約10年間で11種の絶滅と絶滅のおそれのある種140種の増加が確認されており、本県の豊かな自然と生物多様性を危うくする状況が認められます。

また、一部の野生生物が生息環境の変化により減少する一方、農山漁村地域の過疎高齢化や人口減少による人間活動の低下に伴い、イノシシ、シカ等の野生鳥獣の生息環境が拡大し、農林水産物被害が後を絶たないなど、人の暮らしとの軋轢の解消が大きな課題となっています。

野生鳥獣による農林業被害は、営農意欲の減退、耕作放棄地・離農の増加につながり、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少野生植物の食害等の被害をもたらすなど、農山漁村や生態系に深刻な影響を及ぼしています。

このような現状から本県における野生鳥獣の適正な保護・管理に資するため、特定鳥獣管理計画や有害鳥獣捕獲許可基準等を盛り込んだ「第13次鳥獣保護管理計画（令和4～8年度）」に基づき、野生鳥獣の保護・管理を進めるとともに、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、野生鳥獣に



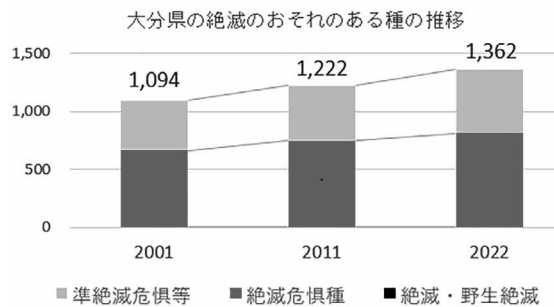
よる農林業等に係る被害防止対策の取組を総合的に支援しています。

2030（令和12）年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の考え方を含む新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されたことを踏まえ、国は、令和5年3月、2030年のネイチャーポジティブの実現を目指し、「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、生物多様性や自然資本を守り、持続的に活用するための取組を進めています。本県においても、令和6年3月に「第3次生物多様性おおいた県戦略（2030-2030）」を策定し、「大分県版ネイチャーポジティブ」の実現に向けた生物多様性の保全に係る総合的な取組を進めます。



大分県のミヤマキリシマを代表するくじゅう連山

【大分県の絶滅のおそれのある野生生物の推移】



◆自然公園等

本県は、県土面積の約28%が**自然公園**<sup>\*</sup>に指定されるなど、豊かな自然環境に恵まれており、阿蘇くじゅう国立公園など2つの国立公園、耶馬日田英彦山国定公園など3つの国定公園、国東半島県立自然公園など5つの県立自然公園を合わせた面積は約17万4千haです。他にも、6つの地域を**自然環境保全地域**<sup>\*</sup>に、2つの地域を**自然海浜保全地区**<sup>\*</sup>にそれぞれ指定し、自然環境・景観を保全するとともに適正利用の推進を図っています。

また、自然公園の適正な保護及び利用の増進を図るため、自然公園を取り巻く社会環境等の変化に応じた公園区域や公園計画の見直しが必要です。



【自然公園等の配置図】



## 【自然公園の面積】

※県土面積634,073.0ha、うち自然公園の割合27.6%

名 称	面 積 (ha)	名 称	面 積 (ha)
阿蘇くじゅう国立公園	18,649.0	国東半島県立自然公園	15,132.8
瀬戸内海国立公園	2,933.0	豊後水道県立自然公園	8,271.5
国立公園 計	21,582.0	神角寺芹川県立自然公園	10,065.5
耶馬日田英彦山国定公園	74,772.5	津江山系県立自然公園	16,246.0
祖母傾国定公園	10,240.0	祖母傾県立自然公園	14,124.0
日豊海岸国定公園	4,293.8	県立自然公園 計	63,839.8
国定公園 計	89,306.3	合 計 (A)	174,728.1

(令和6年3月31日現在)

## 【自然環境保全地域指定状況】

名 称	面積 (ha)	うち特別地区 (ha)
大分県武多都自然環境保全地域	3.3	1.8
大分県小城山自然環境保全地域	3.36	1.62
大分県霊山自然環境保全地域	2.8	2.8
大分県湯山自然環境保全地域	3.9	3.9
大分県丸山自然環境保全地域	1.7	1.7
大分県堂迫自然環境保全地域	1.1	1.1

## 【自然海浜保全地区指定状況】

名 称	海岸線延長 (m)
富来浦自然海浜保全地区	約1,000
中越自然海浜保全地区	約 500

(令和6年3月31日現在)

## ◆日本ジオパーク、ユネスコエコパーク、世界農業遺産

本県には、火山の噴火やプレートの移動などの地球活動によってつくられた貴重な地形や地質が数多く存在しています。中でも特に特徴的な地形・地質が見られる姫島村と豊後大野市の2地域は、それぞれ「おおいた姫島ジオパーク」「おおいた豊後大野ジオパーク」として、平成25年に日本ジオパークに認定されました。

また、原生的な天然林が多く残る祖母・傾山系は、山の高さに応じ、暖温帯から冷温帯までの幅広い植生を見ることができ、ニホンカモシカや日本列島の成り立ちを表すとされる「ソハヤキ要素」の植物など、貴重な生態系を育む地域として、平成29年にユネスコエコパークに登録されました。

このほか、国東半島宇佐地域は、クヌギ林とため池の農林水産循環により育まれた景観や豊かな生物多様性などが認められ、平成25年に世界農業遺産に認定されました。伝統的な農業とそれに関わりつくられた文化や景観の中で生物多様性は守られています。

## ◆おおいたの重要な自然共生地域等

新たな環境保全の取組として、平成28年度に生物多様性の保全などに関する専門家等の有識者による検討委員会を設置し、自然の恵みをもたらす生物の多様性豊かな自然環境が保たれた法的規制がない又は弱い地域の中から、生物情報などが整理できた地域を「**おおいたの重要な自然共生地域\***」として選定し、公表しています。地元住民等に地域の特徴や生き物の情報・重要性などその地域のすばらしさを啓発するとともに、地域が主体となった保全活動等に対する支援を行うなど、選定地域の保全・啓発活動の活性化に取り組んでいます。

また、国では、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全



しようとする30by30目標を達成するため、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている地域」を「**自然共生サイト\***」として認定する制度を令和5年度にスタートさせました。

#### ◆自然景観

本県は、山岳、森林、草原、湿原、河川、海岸等の豊かな自然に恵まれており、生物多様性が豊かな地域である祖母・傾・大崩ユネスコエコパークや、姫島村や豊後大野市のジオパークに代表される学術的にも価値の高い地形・地質が多く存在するなど、個性的な自然景観の宝庫です。草原では人の手により野焼きが行われ、目に鮮やかな緑に覆われた大地がつくられており、別府市の内成棚田など急峻な地形を利用した棚田は、人の暮らしから生まれた美しい風景です。

このように、本県の自然景観は、恵まれた自然のみならず、それを素材として、私たちの営みから創られ、先人から綿々と受け継がれてきたものでもあります。

しかし、経済社会の変化とともに地域の開発が進み、都市部への人口流出や大規模な再エネの導入などにより、守るべき景観が損なわれようとしています。

#### ◆森林保全

本県の森林面積は、令和3年度末において、約45万1千haで、県土の71%を占めており、そのうちの89%は民有林です。令和3年度末では、民有林のスギ蓄積量が全国第4位となるなど、全国有数の林業県となっています。

森林は、循環型資源である木材等を生産する経済的な機能のほかに、水源のかん養、災害の防止・県土の保全、環境保全などの多様な機能を持っています。また、近年は二酸化炭素の吸収源として地球温暖化防止に果たす役割が注目されています。これら森林が持つ多面的機能を高度に発揮させるために、地域の森林の実情を踏まえ、多様な視点から適正に管理していくことが大切であることから、県では、**大分県森林環境税\***を活用し、再造林などを促進するとともに、森林を県民共通の財産としてとらえ、県民一人ひとりが森林を支えていく「県民総参加の森づくり」を推進しています。

また、水源のかん養等公益上特に重要な機能を果たしている森林を保安林に指定（民有林面積の3割にあたる12万3千ha）しており、伐採等を制限するなど森林の保全に努めています。

さらに、次世代を担う子どもたちに対して森林・林業教育を推進するために、森に触れ・親しむフィールドとして、身近な森林を活用するとともに、特別保護樹木・樹林等について保全活動を推進しています。

### 【課題】

- 県民共有の財産である豊かな自然を将来に継承するため、県民が誇れる優れた自然環境、自然景観を保全するとともに、優れた自然が残る地域は、長期的な保全のための仕組みづくりが必要です。
- 土地利用にあたっては、地形・地質の特性に応じた環境保全対策を講じるとともに、地域の環境を適正に保持する必要があります。





- 開発や経済活動による**自然植生**<sup>\*</sup>、野生動植物への影響を極力防止し、豊かで多様な生態系を保全する必要があります。
- 太陽光発電などの再エネの導入にあたっては、自然環境や生活環境、生物多様性などへの影響だけでなく、景観や文化財など地域の特性に配慮した事業となるよう指導を行う必要があります。
- イノシシ、シカ等生息頭数が増えすぎた野生鳥獣については、生物多様性を確保するとともに、農林水産物に対する被害を軽減するため、特定鳥獣管理計画に基づき、適正な管理を行う必要があります。
- 農山村地域の人口減少が進む中、農林業被害を与えるイノシシ、シカ等を寄せ付けない集落環境の維持と防護柵の維持管理などを行っていく必要があります。
- 絶滅のおそれのある種や特定の環境でしか見られない動植物の保護のための施策を講じる必要があります。
- 国外及び国内外来種による在来種の生息環境の悪化や、外来種と在来種の交雑による遺伝的かく乱を防ぎ、健全な生態系を維持、回復するため、在来種に影響を与える外来種を防除する必要があります。特に、特定外来生物であるアライグマやオオハンゴンソウなどは、生息・生育域が拡大しており、防除においては、地域での取組を進める必要があります。
- 森林が有する木材生産や水源かん養などの多面的機能を維持・保全するため、地形や経済性等に応じて適切な森林整備を行うとともに、水源かん養や土砂流出の防止などの公益的機能を特に求められる森林については、保安林への指定等により適切な森林保全を図る必要があります。
- 森林の保健休養や森林・林業教育の場等として、「県民の森」等のフィールドを活用して、森林に関する県民の理解を深める取組が必要です。
- 水産動植物を始め、多様な生物の生息・生育場所として重要である藻場や**干潟**<sup>\*</sup>を保全するとともに、自然海岸の減少、汀線<sup>ていせん</sup>の変化及び陸域・海域由来のごみによる沿岸海域の環境悪化がみられることから、海岸環境の保全を図る必要があります。
- 多くの県民や企業が自然への理解を深め、地域の自然保護の担い手となるよう、自然を保護する意識の醸成を図り、環境保全活動への参加を促進していく必要があります。
- 自然を守り、育てるためには、専門性が高く、熱意や機動力があり、自然観察会や保全活動など地域に根ざした活動を行っているNPOとの協働を推進する必要があります。

### 【これからの主な取組】

#### (1)自然公園等の保護・保全

##### ① 自然公園の保護

- 自然公園法及び大分県立自然公園条例に基づく規制や指導を徹底し、自然公園の優れた風致景観の保護に努めます。
- 自然公園指導員の適正配置を推進し、自然公園の適正利用、動植物の保護、美化清掃、事故防止等についての普及・啓発に努めるほか、自然保護活動を行うNPOと協働し生物



多様性の保全を図ります。

## ② 自然環境保全地域・自然海浜保全地区の保全

- 法令に基づく規制や指導を徹底し、自然環境保全地域及び自然海浜保全地区の優れた自然の保護・保全に努めます。

## ③ ユネスコエコパーク、日本ジオパーク、世界農業遺産

- 「保護と利用の好循環」の実現が図られるよう多様な地域資源を活用した地域づくり、エコツーリズムを推進します。

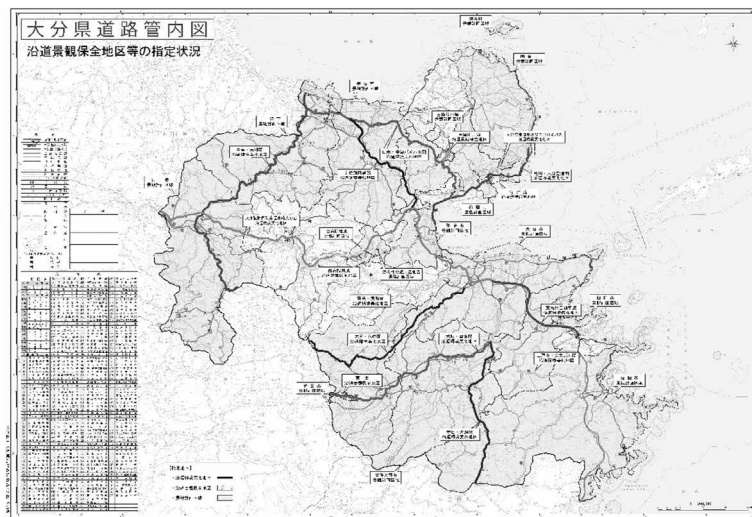
## ④ おおいたの重要な自然共生地域等の保全

- おおいたの重要な自然共生地域の選定拡大を図ります。
- 啓発案内看板の設置等により、生物情報や保全活動などについて県民への周知を図るとともに、保全活動等が持続可能なものとなるよう支援します。

## (2)自然景観の保全

### ① 優れた自然景観の保全

- 優れた自然景観を呈する地域は、自然公園や自然環境保全地域、自然海浜保全地区、沿道景観保全地区、沿道環境美化地区<sup>\*</sup>、天然記念物等に指定し、適正な規制や指導に努めます。
- 地域の特色ある自然景観の保全と創出が図られるよう、**景観行政団体**<sup>\*</sup>である市町村への支援を行います（令和2年3月に県内全ての市町村が景観行政団体へ移行済）。
- 適正な土地利用を誘導し、自然災害の防止を図ります。
- 太陽光発電などの再エネの導入にあたっては、環境影響評価法や大分県環境影響評価条例及び各種のガイドライン等に基づき、自然環境や生活環境、生物多様性などへの影響だけでなく、景観や文化財など地域の特性に配慮した事業となるよう指導します。
- 草原や湿原の環境を維持し、景観保全に資する「野焼き」を地域の様々な団体と連携して、支援していきます。



沿道景観保全地区等の指定状況



## ② 無秩序な土地利用の抑制

- 採石法に基づき、岩石の採取に伴う災害の防止を図るため、周辺の自然環境と調和のとれた採掘方法や採掘跡地の緑化などの指導に努めます。
- 自然公園の区域や希少野生動植物、温泉の分布などの環境情報を広く提供することにより、地域の環境に配慮した土地利用になるよう努めます。
- 森林法に基づく林地開発の申請については、事業者に対して、地元と環境の保全に関する協定を締結する等の指導を行うとともに、土砂の流出や崩壊を発生させるおそれがないかなど、慎重かつ適正に審査します。

## (3)多様な生態系の保全

### ① 野生動植物との共生と保護体制の整備

- 鳥獣の保護を図るため、「**鳥獣保護区\***」を指定するとともに、保護区域内に鳥獣の生息地を保護するため「**特別保護地区**」を指定します。
- 生息数の増加により、農林作物等への被害や生態系への影響が大きくなっている野生鳥獣については、通年での有害鳥獣捕獲や認定鳥獣捕獲等事業者制度を活用した捕獲を進めるなど適正な個体数管理を行い、人と鳥獣との共生に向け取り組みます。
- イノシシ、シカ等の野生鳥獣による農林作物等への被害を防ぐため、鳥獣被害防止特別措置法等に基づき、鳥獣の餌場や隠場をなくす「**集落環境対策**」、防護柵等の設置による「**予防対策**」、そして「**捕獲対策**」による総合的な被害対策の取組を支援します。

### ② 野生動植物の生息・生育環境の保全及び生態系ネットワーク\*化

- 希少野生動植物の行動域や繁殖地を始め、渡り鳥の飛来地、水生生物が生息する水辺、自然植生の分布地域やその周辺地域など、野生動植物の種の存続に重要な地域とそこで育まれる豊かな生態系の保全に努めます。
- 開発事業の実施にあたっては、事前調査を十分に実施し、生態系の保全に配慮するとともに、在来種による生息・生育空間（**ビオトープ\***）の復元や創出が図られるように努めます。
- 森、里、川、海等保全すべき自然環境や自然条件を有している地域・生態系を有機的につなぎ、動植物の生息・生育環境が孤立しないような生物多様性の維持・形成に努めます。

### ③ 絶滅のおそれのある野生動植物の保護

- 大分県希少野生動植物の保護に関する条例により、絶滅のおそれのある種や、特定の環境でのみ生息・生育している種の保護対策の充実を図ります。
- 絶滅のおそれのある野生動植物の現状について調査を行うとともに、指定希少野生動植物の生息・生育状況等についてモニタリングを行い適正な保全につなげます。
- 自然保護活動を行っている専門家や野生動植物の研究者などを「大分県希少野生動植物保護推進員」に委嘱し、希少野生動植物の保護や啓発、調査などを進めます。





指定希少野生動植物サクラソウ



指定希少野生動植物ニホンカモシカ

#### ④ 特定外来生物の防除

- 自然環境への影響が大きい国外及び国内外来種の生息・生育状況を把握し、市町村やNPO等と連携して効果的な防除に努めます。特に、絶滅のおそれのある種への影響が懸念される地域については、重点的な防除に努めます。
- 生態系や人の生命・身体や農林水産業へ被害を及ぼし、又はそのおそれがある特定外来生物については、積極的な防除に努め、ホームページなどを活用して種ごとの情報を県民に広く情報提供するとともに、専門家の派遣等により、市町村や地域への支援を進めます。
- 生息域が拡大しているアライグマは、国や隣接県と連携を図り、効果的な防除体制を構築します。



特定外来生物アライグマ



特定外来生物ヒアリ

#### ⑤ 調査研究の推進

- 野生動植物の生息・生育状況等に関する学術調査を実施し、生物多様性の保全に関する調査研究を推進し、希少な野生動植物が生息・生育する特に保全が必要な地域の選定を始め、新たな保護施策の取組につなげていきます。

### (4) 森林の保全

#### ① 森林の保全・整備と適正利用の推進

- 原生的な森林地域を自然環境保全地域に指定するなど、野生動植物の生息・生育する豊かな森林の保全に努め、地域森林計画に即した適正な森林整備を推進します。
- 木材生産を効率的に行える林地かどうか判断し、緩・中傾斜地を中心とした木材等生産





機能を重視する森林を「生産林」、公益的機能を重視する森林を「環境林」に区分し、目的に応じた森林に誘導します。

- 「県民の森」等において、自然体験や環境学習の場として森林を利活用できるように適切な環境整備を推進します。

## ② 森林の公益的機能の維持・増進

- 保安林の適正な管理や荒廃した森林における治山施設の整備等により、森林が有する公益的機能の維持・増進を図ります。
- 森林法に基づく林地開発の申請については、事業者に対し、地元と環境の保全に関する協定を締結する等の指導を行うとともに、土砂の流出や崩壊を発生させるおそれがないかなど、慎重かつ適正に審査します。

## ③ 大分県森林環境税の税収の有効利用

- 大分県森林環境税を活用し、所有者の自主的な森林管理を支援することで、森林資源の循環利用の推進、森林・林業教育や森林ボランティア活動の促進等に取り組み、自然豊かな大分の魅力を育む持続可能な森づくりを推進します。

## (5)水辺の保全

- 多様な動植物の生息・生育場所として優れた自然が残されている溪流や湖沼などの保全に努めるとともに、河川の整備にあたっては、多様な動植物の生息・生育環境を確保し、**親水機能\***に配慮した多自然川づくりの取組を推進します。
- 海岸の整備にあたっては、国土の保全とあわせて、野生動植物・水生生物などの生態系に配慮するとともに、親水機能を考慮し、うるおいのある海辺空間の創出に努めます。
- 漁港区域等の水質浄化を通じて、漁村の生活環境の改善と海岸環境の保全に努めます。
- 水産資源として有用な動植物を始め、多様な生物の生息・生育場所として重要な藻場や干潟などの保全に努めます。

## (6)生物多様性を支える基盤づくり

- 生物多様性の価値とその保全の必要性、自然環境を利用する上でのマナーなどについて県民や企業の自然環境への理解を深め、NPOなど様々な主体が行う保全活動、自然観察会等への積極的な参加を促すなど、長期的及び継続的な取組を進めます。
- 農林漁業者に対し、**GAP\***や環境保全型農業など食料生産と生物多様性を両立する優良事例を紹介し、取組拡大を推進します。
- 企業版ふるさと納税や寄附制度などによる企業の自然環境保全活動を進めるとともに、企業に向けた「ネイチャーポジティブ」の普及・啓発を行います。
- 県内の貴重な自然史標本の散逸等を防止するため、標本の収集を進めます。



指標項目	単位	基準年度	目標値	
		R5	R10	R15
自然公園指導員の委嘱数	人	65	69	71
NPOとの協働による生物多様性保全活動の実施件数	件	111	111	111
おおいたの重要な自然共生地域の選定数（累計）	件	28	33	38
鳥獣保護区特別保護地区の面積	ha	658	658	658



## 2 快適な地域環境の保全

### 【現 状】

#### ◆生活空間

本県では、都市の緑と空間を確保し、都市のうるおいの創出、自然とのふれあいの推進、コミュニティの場の形成や災害時の避難地の確保等のため都市公園の整備を推進しています。また、都市計画区域外の農山漁村地域においても、スポーツ、文化、コミュニティ活動の拠点となる特定地区公園（カントリーパーク）が整備されています。

令和4年度末現在、約1,293haが整備され、1人当たりの都市公園等面積は12.3㎡となっています。

道路は、交通機能のほかに散策や憩いなどの休息空間としての機能、街路樹による景観機能や延焼防止空間としての防災機能、さらに西海道や参勤道など歴史・文化的な空間としての機能など、幅広い分野に及ぶ様々な機能を持ち、快適でうるおいのある道路空間の創出等の取組が行われており、河川沿い、干潟、沿岸部の親水空間も、人々のふれあいの場、環境教育の場としての大きな機能を有し、多自然川づくりなどを推進しています。

#### ◆都市景観

本県には、近代的な建築物を有し、駅周辺総合整備事業により新たに生まれ変わった大分市、日本一の湧出量を誇る温泉観光都市の別府市、貴重な文化財や歴史的街並みが数多く残されている城下町杵築市や竹田市、天領として長い歴史を持つ日田市、南蛮文化の香りを現在に伝える臼杵市など、地域の人々が長い歴史の積み重ねの中で築いてきた独自の文化を持つ個性豊かな都市が形成され、独特の都市景観が形成されています。

しかし、これらの都市も、近年の急激な都市化の進展や開発により、周囲の自然環境と人工構造物との不調和、街並みの不ぞろい、違法な屋外広告物などの景観上の問題が数多く生じています。



別府市の街並み





### ◆緑

豊かな自然に恵まれた本県は、高度経済成長期から県都である大分市を中心に都市化が進み、人口増加や農業から工業への産業構造の転換により、都市近郊の緑地が住宅地や工業用地として大規模に利用されることになり、みどりが次第に消失していきました。

そこで、緑化の保全及び回復を総合的に行うため、昭和48年に大分県環境緑化条例を定め、県緑化地域内の緑地の保全や特別保護樹木等の指定を通じて、緑化推進を図っています。

### ◆農山漁村の多面的機能

本県の農山漁村は、四季折々に異なる豊かな自然空間が広がるとともに、棚田の持つすばらしい田園風景など、日本の原風景とも言われる美しい景観に恵まれています。また、農山漁村地域を取り巻く自然環境は、水源のかん養、土壌侵食、土砂崩壊防止、二酸化炭素の吸収源、水質浄化、保健休養の場の提供、生態系の維持など、県民生活において重要な公益的機能を担っています。

農林水産業・農山漁村は、食料や木材等を供給するだけでなく、その生産活動を通じた水源のかん養、生物多様性の保全、良好な景観の形成、二酸化炭素の吸収等、様々な公益的機能を発揮しています。

国のみどりの食料システム戦略<sup>\*</sup>の策定や、消費者の環境に対する関心が高まる中、環境保全型農業の取組が進んでいます。

### ◆文化財

本県には、古墳や磨崖仏といった史跡や、名勝、動植物等の天然記念物、また、棚田や里山<sup>\*</sup>など地域における人々の生活・生業や地域の風土により形成された景観地である文化的景観など、自然環境と一体となった文化財が数多く存在しています。令和5年度現在、944件の文化財が国・県の指定・選定を受けていますが、このうち記念物（史跡・名勝・天然記念物）や重要文化的景観は273件を数え、人間の営みと自然とを結びつける貴重な文化遺産として保存活用されています。

代表的なものとして、亀塚古墳や岡城跡を始め臼杵磨崖仏などの史跡や豊かな自然景観を呈する名勝耶馬溪、大船山のミヤマキリシマ群落、くじゅう火山群のイヌワシ、宇佐市院内町のオオサンショウウオ、高崎山のサル生息地、祖母・傾山系のカモシカといった天然記念物、また、古の人々の生活・生業とともに形成されてきた田染荘小崎の農村景観などがあります。



## 【文化財件数】

(令和6年3月31日)

国指定等の文化財		県指定の文化財		合計
重要文化財（国宝4件含む）	91	有形文化財	502	593
重要無形文化財	1	無形文化財	2	3
重要有形民俗文化財	4	有形民俗文化財	14	18
重要無形民俗文化財	7	無形民俗文化財	47	54
史跡（特別史跡1含む）	46	史跡	107	153
名勝	6	名勝	6	12
天然記念物（特別天然記念物2含む）	24	天然記念物	79	103
重要伝統的建造物群保存地区	2	—	—	2
重要文化的景観	5	—	—	5
選定保存技術	0	選定保存技術	1	1
合計	186	合計	758	944

## 【課題】

- 地域の特性を活かした優れた都市景観の創出や保全が必要です。
- 都市における自然的環境と共生できる土地利用が重要です。
- 地域の自然的・文化的特性を活かしたうおいのある都市空間づくりを推進する必要があります。
- 良好な景観を形成し、風致を維持するため、街並み景観と不調和な屋外広告物の規制や整理が必要です。
- 農地、森林、海浜の有する多面的機能の維持が危惧されていることから、こうした機能を維持するためにも、引き続き、県民と協働して活性化に努めていく必要があります。
- 農林水産業の持続的発展を図るためには担い手の確保・育成を図り、環境と調和のとれた生産活動を進めることが重要です。
- 化学物質による環境負荷を低減するため、化学合成農薬・化学肥料をできる限り削減した栽培や有機農業などの環境保全型農業の推進が必要です。
- 農作物への過剰な施肥等により窒素やりんが河川や地下水等に流出しないよう、削減対策に取り組む必要があります。
- 地域の歴史や自然を代表する優れた文化財を保護・保存し、次世代へ継承することが必要です。
- 本県の文化財を広く県民が活用し、身近に接することができるよう周辺環境の整備や情報整備を推進する必要があります。
- 地域住民が一体となって文化財の保存・活用を図るとともに、文化財愛護思想を高めることが望まれます。
- 自然環境を社会・経済・暮らし・文化の基盤として再認識し、自然の恵みを活かして、防災・減災、気候変動、地域経済の活性化など社会課題との調和を図っていく必要があります。

**【これからの主な取組】****(1)ゆとりある生活空間の保全と創造****① 都市公園の整備の推進**

- 都市における緑とオープンスペースの確保を図るとともに、都市住民のふれあい、余暇活動の場を提供するため、憩いやレクリエーションの場となる地域の特性を活かした都市公園、緑地等の計画的な整備や良好な都市環境の形成を促進し、緑豊かな生活環境の創出を図ります。

**② 道路空間の整備の推進**

- 良好な景観を形成する道路緑化は沿道状況などを勘案して行うこととし、加えて適切な維持管理に努めます。
- 道路の線形や構造、色彩、植栽の種類等が地域の街並みや自然、歴史・文化に調和するよう配慮しながら、うるおいのある道づくりを推進します。

**(2)美しい景観の形成****① 調和のとれた美しい景観の形成**

- 優れた景観を保全し、魅力ある景観づくりを推進するため、緑化や周辺環境と調和した建築物の設置などについての普及・啓発に努めます。
- 屋外広告物について、良好な景観を形成し、また風致を維持するため、適正な設置の指導に努めます。
- 市街地の整備において、周辺環境と調和のとれた良好な市街地の形成に努めます。
- 漁港、海岸等の清掃活動を推進し、沿岸環境の保全と快適な生活環境の確保に努めます。
- ごみのポイ捨てや放置自転車、落書きをなくし、美しい景観の維持に努めます。
- 農業の営みの中で創り出された棚田や田園風景などの農村景観の保全に努めます。

**② 景観保全及び環境美化の普及・啓発**

- 身近な道路、河川、海岸、公園などの清掃活動、花いっぱい運動などの環境美化活動を推進し、快適な生活環境の確保に努めます。
- セミナーの開催等を通じ、良好な景観形成に関する機運の醸成を図ります。
- 複数の市町村にわたる広域景観を保全・形成するための方針を示し、市町村間の連絡調整の場づくりなどの支援を行います。

**(3)身近な緑の保全と創造****① 身近な緑の保全**

- 社会資本整備にあたっては、周辺の自然環境に配慮しながら、在来種を使った植栽や動植物の生息・生育環境（ビオトープ）の保全・創出に取り組みます。
- 市街地やその周辺の自然・緑地を緑化地域等に指定するなどし、環境緑地の保全を図ります。





- 都市における公園・緑地等の計画的な配置を促進し、都市の緑の保全に努めます。
- 貴重な樹木・樹林を特別保護樹木・樹林に指定し、保全を図ります。
- 遊休化した農地については、土地基盤を整備し担い手等への集積を図るほか、地域住民による農用地保全活動を支援し、緑の復元に努めます。
- ほ場、農道等の整備にあたっては、農村景観との調和を図るように努めます。

## ② 緑豊かな環境づくり

- 周辺景観や生活環境に配慮するため、公共施設の緑化を計画的に推進します。
- 緑化用樹木の計画的な供給を図り、環境緑化を推進します。
- 良好な都市環境の形成を図るため、公園・緑地等の計画的な配置を促進し、都市の緑の整備を促進します。

## ③ 県民総参加の森づくりの推進

- 森林の重要性についての県民理解を深めるため、次世代の森づくりを担う「みどりの少年団」の育成、NPOや企業などによる森づくり活動等を推進します。

## (4)身近な水辺の創造

### ① 河川、海岸等における親水空間の確保

- 地域住民が散策や野外レクリエーションを行える憩いの場など生物多様性や周辺景観に配慮した水辺空間の創造に努めます。
- 河川、溪流、湖沼、海岸、港湾、ダム等の整備においては、生物多様性や周辺景観に配慮しながら、水辺の自然に親しみ、憩うことのできる水と緑豊かな親水空間の確保に努めます。



河川での環境学習会



親水空間（竹田市玉来川）

### ② 農業用水利施設における水辺の確保

- 農業用水路、ため池等の農業用水利施設においては、周囲の環境との調和を図りつつ整備を進め、憩いとやすらぎの場としての保全に努めます。



### ③ 都市における水辺の確保

- 都市において、都市住民が水と緑豊かなうまいのある生活を送ることができるよう、緑地を整備するとともに、生物多様性に配慮しながら養浜等により海浜などを創出し、親水空間の確保に努めます。



別府港海岸関の江地区海開き

## (5) 農山漁村の持つ多面的機能の維持・保全

### ① 農地の適切な管理・保全

- 中山間地域における集落営農法人等の経営強化により、農地の適切な管理・保全に努めます。
- 多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度<sup>\*</sup>を活用し、農地や水路など地域資源の適正管理を推進します。
- 地域の実情に応じて棚田等の維持・保全活動の推進に努めます。
- 地域住民やNPOなどとの協働による景観・生態系・生産基盤の保全活動の啓発に努めます。

### ② 農林水産業の持続的な生産活動による環境の保全

- 戦後、荒廃した森林の再生のためにスギ・ヒノキを可能な限り植栽して人工林を増やしてきましたが、現在は、木材生産を効率的に行える林地かどうかを判断し、緩・中傾斜地を中心とした木材等生産機能を重視する森林を「生産林」、公益的機能を重視する森林を「環境林」に区分し、目的に応じた森林の整備を推進します。
- 人工林の多くが利用期を迎え、木材生産量が増加傾向にある中、林業の成長産業化と環境保全を含めた森林の公益的機能の発揮を両立するため、「伐って・使って・植えて・育てる」といった循環型林業の確立に向けた取組を推進します。
- 水産資源として有用な動植物を始め、多様な生物の生息・生育場所として重要な藻場や干潟などの保全に努めます。
- 資源管理協定の締結・取組内容の検証など、漁業者自らが取り組む徹底した資源管理と



種苗放流による資源造成型栽培漁業を一体的に推進します。

- 土づくりを基本に、環境への負荷低減や生物多様性の保全等にも配慮した有機農業や化学合成農薬・化学肥料低減技術の導入による環境保全型農業を推進します。
- 在来性天敵や生物農薬の利用、抵抗性品種の導入など化学農薬のみに依存しない総合的な病害虫管理体系（総合防除）の普及拡大を図ります。
- GAP等の取組を進め、農業生産現場における効率的施肥や農薬の適正使用により、農業生産に起因する環境負荷物質の排出抑制を図ります。
- 農用地の土壌汚染の監視を行い、適正な土壌環境の維持を図ります。

### ③ 豊かで生産力のある沿岸環境づくり

- 豊かで生産力のある沿岸環境を維持・向上させるため、内湾漁場での**海底耕うん・堆積物除去**<sup>\*</sup>などによる藻場や干潟の保全・再生を図ります。

## ⑥文化遺産（文化財）の保存・活用・継承

### ① 文化財の保存・管理の推進

- 県内各地における文化財の実態を把握し新たな指定等に取り組むとともに、史跡、名勝、天然記念物など歴史的・学術的に価値の高い文化財の保存・管理に努めます。
- 農業の営みの中で築造された、ため池や水路橋などの歴史的農業水利施設の保全に努めます。
- 棚田や里山など人と自然との関わりの中で造り出された文化的景観の保全に努めます。
- 開発事業の実施にあたっては、埋蔵文化財の取扱いについて事前に十分な調整を図り、重要な遺跡については、その保護に努めます。
- 大気汚染や酸性雨など環境汚染が歴史的建造物や石造文化財等に及ぼす影響について調査研究し、それらの保存・管理に努めます。

### ② 文化財を活用したまちづくりの推進

- 大分県**文化財保存活用大綱**<sup>\*</sup>を踏まえた、市町村における「**文化財保存活用地域計画**<sup>\*</sup>」の作成等を通して歴史的・文化的な遺産を保存し、都市住民との交流を通じて農村の歴史・生活・伝統が息づく地域づくりを推進します。
- 地域に残る歴史的・文化的遺産の保存、修復に努めるとともに、これらを積極的に活用して、周辺環境と調和した歴史的・文化的な雰囲気のあるまちづくりを推進します。
- 地域にある文化財や伝統文化に関する積極的な情報発信を通じて、次代を担う子どもたちが文化財や伝統文化に対する理解を深め、地域を愛し、その環境を守ろうとする意識の醸成を図ります。
- 地域で継承されてきた伝統行事への県民の参加を促進するなど、地域の文化財や伝統を大切にする県民意識の醸成を通して活力あるまちづくりを目指します。

### ③ 文化財を活用した施設の取組の推進

- 文化遺産の保存の拠点となる県立歴史博物館、県立先哲史料館、県立埋蔵文化財センター





の充実を図り、県民が文化財にふれあう機会の創出に努めます。

- 歴史的・文化的遺産としての役割や価値、保存・活用・継承の重要性等について、普及・啓発活動を推進します。



デジタル技術を活用した歴史学習（歴史博物館）



下山古墳について学習する子どもたち

#### (7)自然の多様な機能の活用

- 防災・減災、地域創生、環境保全等の様々な課題解決に自然環境が有する多様な機能の活用を推進し、普及・啓発を図ります。

指標項目	単位	基準年度	目標値	
		R5	R10	R15
日本型直接支払協定面積*	ha	41,121	41,710	42,220
漁場再生面積（累計）	ha	64,900	80,300	84,200



## 3 持続可能な温泉利用の推進

## 【現 状】

「日本一のおんせん県」である本県は、豊富な温泉資源に恵まれており、令和4年度末の源泉総数は、5,090個、湧出量は295,708L/分とともに全国第1位となっています。また、地熱発電についても、日本の発電実績の約43%にあたる約83万MWhの発電が行われており、全国第1位（令和4年度）となっています。

温泉は浴用のほか、小規模地熱発電、施設園芸、養魚等の産業面でも幅広く利用されています。

## 【全国の状況】

## ● 源泉総数の上位5都道府県

	都道府県名	源泉総数(個)	全国合計に占める比率(%)
1	大分県	5,090	18.2
2	鹿児島県	2,738	9.8
3	北海道	2,229	8.0
4	静岡県	2,209	7.9
5	熊本県	1,334	4.8
	全国合計	27,932	100.0

## ● 自噴と動力揚湯量合計の上位5都道府県

	都道府県名	合計量(L/分)	全国合計に占める比率(%)
1	大分県	295,708	11.8
2	北海道	196,262	7.8
3	鹿児島県	175,145	7.0
4	青森県	138,559	5.5
5	熊本県	129,962	5.2
	全国合計	2,515,272	100.0

※出典：「令和4年度温泉利用状況報告書（環境省）」による。

## 【大分県の状況】

## ● 源泉総数の上位5市町村

	市町村名	源泉総数(個)	県合計に占める比率(%)
1	別府市	2,839	55.8
2	由布市	1,068	21.0
3	九重町	432	8.5
4	大分市	241	4.7
5	日田市	151	3.0
	県合計	5,090	100.0

## ● 自噴と動力揚湯量合計の上位5市町村

	市町村名	合計量(L/分)	県合計に占める比率(%)
1	別府市	102,671	34.7
2	九重町	86,743	29.3
3	由布市	51,965	17.6
4	大分市	16,532	5.6
5	日田市	13,161	4.5
	県合計	295,708	100.0

※出典：「令和4年度温泉利用状況報告書（大分県）」による。

## 【地熱発電の状況】

## ● 地熱発電の上位5都道府県

	都道府県名	発電実績(1,000kWh)	全国合計に占める比率(%)
1	大分県	830,364	43.3
2	秋田県	409,909	21.4
3	鹿児島県	362,537	18.9
4	岩手県	151,457	7.9
5	北海道	83,333	4.3
	全国合計	1,916,239	100.0

※出典：「2022年度電力調査統計（経済産業省資源エネルギー庁）」による。

**【課題】**

- 特別保護地域や保護地域内でも泉温の低下などが生じ、温泉資源の衰退化の兆候が見られる地域が現れてきています。
- 湯けむり景観を生み出す噴気・沸騰泉などの高温泉が多数あることが本県の特徴ですが、浴用に適しない高温の温泉熱エネルギーの多段階・多目的利用を推進していく必要があります。
- 地熱開発を始めとする新規の温泉開発においては、温泉資源の保護や地域の環境保全に関する合意形成を図るなど、地域に配慮した開発が求められています。
- 長寿社会の到来、余暇時間の増大、健康に対する関心の高まりなどを背景とする利用者のニーズに対応した温泉地の育成が求められています。

**【これからの主な取組】****(1)温泉資源の保護と有効利用の推進****① 温泉資源の保護**

- 温泉の新規掘削の制限や特別保護地域内での規制強化など、温泉法に基づく規制や指導を徹底し、「おんせん県おおいた」を支える温泉資源の保護に努めます。
- 温泉資源衰退化の兆候が見られた場合、温泉資源量調査を実施し、地域規制の見直し等を含めた、新たな保護対策を検討します。
- 主要温泉地に加え、周辺の地熱開発有望地域でも湧出量などの**モニタリング調査\***を実施し、温泉資源の衰退化を未然に防止するため、観測体制を強化します。
- 有限である温泉資源の適正な保護と持続可能な温泉利用の両立を図ります。



温泉のモニタリング調査

**② 温泉資源の有効利用の推進**

- 限りある貴重な温泉資源を有効利用し、保護を図るため、泉源の湧出状況や利用実態を把握します。





- 地熱発電を目的とした温泉開発にあたっては、市町村と連携し、地域と共生した開発を促進します。

## (2)多目的利用と温泉地づくり

### ① 多段階・多目的利用の推進

- 浴用に適しない高温の温泉熱エネルギーの活用を図るため、既存の温泉を活用した温泉熱発電や施設暖房等の多段階利用を推進します。
- エネルギーとしての温泉を利用した施設園芸、養魚、ヒートポンプなど、温泉の多目的利用を推進します。

### ② 調査研究の推進

- 温泉の湧出メカニズムや温泉が心身に与える影響などについて、地球科学、医学等の見地から調査研究を推進します。
- 県民の温泉に対する理解を深めていくため、調査研究の成果をわかりやすくまとめ情報発信していきます。

### ③ 特性に応じた温泉地づくり

- 都市化の進展、余暇時間の増大等を背景にした自然志向や健康志向の高まりなど、多様化する利用者のニーズに対応するため、自然景観、街並み、歴史など地域の魅力を生かした温泉地を育成します。
- 多様な泉質に由来する様々な効用や地域の古くからの湯治文化を生かし、温泉療養や健康増進に向けた温泉利用を推進します。
- 湯の花小屋や湯けむり等の景観、豊富な泉質を背景とする湯巡りや飲泉など、観光資源としての温泉利用を推進し、地域で継承されてきた温泉文化を守る活動を推進します。
- 温泉利用者の健康保護のため、公共利用施設の実態調査等を実施し、泉質や成分揭示の徹底を推進します。

指 標 項 目	単 位	基 準 年 度	目 標 値	
		R 5	R10	R15
モニタリングを行う源泉数	個	34	35	35



## 4 ユネスコエコパークなど地域資源を活用した地域づくりの推進

### 【現 状】

#### ◆多様な地域資源の活用

本県には海拔0 mから九州の屋根と呼ばれるくじゅう連山の1,700mを超える山々に至るまで、海、川、山と移り変わる自然を体感できるという魅力があります。

県民にとっては当たり前風景ですが、都市や海外から訪れる人々からは海、島、山、高原、渓谷、滝、鍾乳洞などの複雑な地形や雄大な自然が織りなす景観に加えて、新緑や紅葉、季節ごとに野や山を彩る花など、これほど何でも揃っている所は他にないと言われています。

平成29年6月に登録された祖母・傾・大崩ユネスコエコパークは、原生林やニホンカモシカを始めとする貴重な野生動植物などの生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目指し、大分、宮崎の2県6市町と関係機関等からなる推進協議会を中心に、豊かな自然を活かした地域づくりに取り組んでいます。自然の豊かさや保全の重要性を次世代へ伝えるため、調査研究や自然との共生などの教育活動とともに、キャニオニングやボルダリングといった自然体験など、自然環境を活かしたエコツーリズムも進んでいます。

また、姫島村、豊後大野市は、平成25年9月に日本ジオパークの認定を受け、地質遺産の保全、調査研究を行いながら、ジオパークを教育活動やツーリズムに活用し、地域資源の保全意識の向上や地域の魅力の再発見につなげる取組を行っています。県では、このような取組を推進するとともに、両地域のジオパーク活動が持続可能なものとなるよう、受入体制の整備等を支援しています。

さらに、より多くの人々がジオパークを身近に感じ、地質や自然に対する興味、理解を深めることを目的として、商業施設等でのワークショップイベントの開催や科学や自然に興味のある子どもを対象とした体験科学講座の実施等、両地域の情報発信や普及・啓発活動にも積極的に取り組んでいます。

加えて、くじゅう地域は、「九州の屋根」と呼ばれるくじゅう連山での登山が盛んです。山頂からのすばらしい眺望を求めて、全国から多くの登山者が訪れており、特にミヤマキリシマの開花時期や紅葉シーズンには、日に数千人の登山者が訪れることも珍しくありません。

国立公園の保護と利用の好循環により、優れた自然を守り地域活性化を図るため、国は「国立公園満喫プロジェクト」を平成28年度からスタートさせ、阿蘇くじゅう国立公園は、全国8公園のモデル地域の一つに選定されました。阿蘇くじゅう国立公園の特徴である、雄大な自然とそれを支える人々の営みをコンセプトとし、環境省や熊本県などの関係機関と連携して、具体的な取組方針を示す「阿蘇くじゅう国立公園ステップアッププログラム」を策定し、公園利用者が安心安全に利用できる受入環境づくりや地域が一体となった体制づくりなどを進めています。

また、国東半島宇佐地域は、クヌギ林とため池の農林水産循環により育まれた景観や豊かな生物多様性などが認められ、平成25年に世界農業遺産に認定されました。伝統的な農業とそれに関わりつくられた文化や景観の中で生物多様性は守られています。さらに、本地域では修正鬼会、御田植祭、どぶろく祭りといった農耕に関する伝統芸能などが継承されています。

ユネスコエコパークや日本ジオパークなどにおいては、観光ツアーや教育活動などを通じて、



自然を楽しみながら、地域の自然環境やそこで生まれた歴史・文化等について学ぶといった、自然との新たなふれあい方も注目されています。

#### ◆観光資源としての自然の活用

人々のたゆまぬ努力により保全されてきた本県のすばらしい自然景観は、地域の財産のみならず、観光資源としても非常に重要です。

県では、こうしたすばらしい自然環境を観光にも活かすため、新たに「大分県アウトドアガイド認証制度」を創設し、登山やサイクリング、カヌーなど様々な体験を通してその魅力を伝えるガイドの育成に着手しているほか、自然を活かした体験サービスの開発支援にも取り組んでいます。また、令和6年3月にはおんせん県おおいたアドベンチャーツーリズム条例を制定し、自然や文化を守りながら、それを活かして観光振興、地域振興を図るアドベンチャーツーリズム<sup>※</sup>推進の機運を盛り上げようとしています。

#### ◆自然とのふれあい

本県は、森林、草原、河川等の豊かな自然が存在し、展望地、休憩地、歩道等の利用施設が整備され、多くの人々が観光、登山、ドライブ、海水浴、自然観察会等を通して、自然に親しんでいます。

しかし、自然とのふれあいの機会が増えることにより、貴重な動植物の捕獲・採取やごみの放置など自然を傷つける行為も見られます。

### 【課題】

- ユネスコエコパークや日本ジオパーク、世界農業遺産など多様な地域資源の保全と活用を図るとともに、持続可能な取組となるよう支援する必要があります。
- 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークでは、ニホンジカの食害や登山者の増加、気候変動の影響等により、エコパークの核心・緩衝地域を通る登山道沿いで、植生の衰退や表土の侵食がみられ景観にも影響が生じています。
- くじゅう地域では、ミヤマキリシマの開花時期や紅葉の時期に観光客や登山者が集中することにより、路上駐車が発生やごみやトイレ関連のマナー違反などが生じており、オーバーユース対策に取り組む必要があります。
- 国東半島宇佐地域では、過疎化、高齢化が進む中、生物多様性の減少を食い止め、維持していくためには、現在の生物相や農業を始めとする社会活動と生物の生息環境を整理し、保全活動を進めていく必要があります。また、その基礎となる希少野生動物の生息などに関する調査や普及・啓発、環境保全に関する実践活動を通じた環境教育を推進する必要があります。
- 国東半島宇佐地域の一部地域においては、過疎化、高齢化により、農耕に関する伝統芸能などの伝承が困難になりつつあります。また、農耕と結びついた食文化として、地域で採れる旬の農産物を使った数多くの郷土料理があり、これらを家庭では親から子へ、地域では次世代へと伝承していくことも必要です。



- 地域の特徴ある観光素材の発掘と磨きを継続していくとともに、貴重な観光資源の景観保持やビュースポットの整備などの取組を進める必要があります。また、自然環境を活かした学習プログラム、アクティビティ（遊び）の開発支援などを通じて、本県の自然の新たな魅力の定着を図る必要があります。
- 人と自然の関わりにおいて、自然環境に負荷をかける可能性や豪雨や落雷、危険な生きものとの遭遇などの危険性について、県民に啓発する必要があります。
- 自然志向が高まり、多くの人々がハイキング、キャンプ、トレッキングなどを通して自然のフィールドを利用するなか、植物の採取やごみの放置など自然を傷つける行為も後を絶たないため、利用者の自然を守る意識を高める必要があります。

### 【これからの主な取組】

#### (1)多様な地域資源を活用したエコツーリズムの推進

- ユネスコエコパーク、日本ジオパーク、阿蘇くじゅう国立公園、世界農業遺産などの地域資源を活用した地域づくりを推進します。
- ユネスコエコパーク、日本ジオパーク、阿蘇くじゅう国立公園、世界農業遺産などを活用した教育・学習活動等を通じ、地域資源の保全意識の醸成や地域の魅力の再発見につなげる取組を推進します。
- これらの地域資源を支える人材の育成のため、地域の自然や文化等を紹介するガイドの養成やスキルアップを図ります。
- 情報発信を推進するとともに、受入れ環境の充実・強化を図ります。

#### ① 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク

- 自然や歴史文化などの魅力とあわせて、様々な環境保全活動の取組や成果を発信し、自然志向の観光客やサステナブル意識の高い学生などを県内に呼び込みます。
- 自然を核とした地域の魅力について、国内外に向けた情報発信に取り組みます。
- 大学や地域団体等との連携により、地域の自然環境や社会・文化等を活用し、**持続可能な開発のための教育（ESD）**<sup>\*</sup>を推進します。
- 地元ガイドを活用した登山道整備ツアーなど新たなツーリズムの展開等を通じ、自然環境の保全と持続的な利用を促進します。
- 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会の構成団体として、協議会が行う核心・緩衝地域のモニタリング調査などに積極的に取り組みます。





祖母山とアケボノツツジ



藤河内溪谷キャニオニング

## ② 日本ジオパーク

- 日本ジオパークでは、地域の自然環境や文化など多様な地域資源を活用した**ジオツーリズム**<sup>\*</sup>の推進を支援します。
- 貴重な地質遺産の調査研究及び活用を支援します。
- 姫島村、豊後大野市と連携した情報発信に努めます。
- 日本ジオパークを支える人材の育成を図るため、地域の自然や文化等を紹介するガイドの養成を支援します。



観音埼火口跡（姫島村）



出会橋・轟橋（豊後大野市）

## ③ くじゅう地域

- 阿蘇くじゅう国立公園満喫プロジェクトにおいて、国、市町、関係機関と連携して、保全と活用の好循環により、優れた自然を守り、地域活性化を図ります。
- ふるさと納税の活用や任意の協力金など利用者負担の仕組みを検討します。

## ④ 世界農業遺産

- 農業生産活動の維持支援や水源かん養機能の維持増進、鳥獣の生態に応じた捕獲対策の推進などを通じて生物多様性の保全に取り組みます。
- 伝統芸能等を守り継承していくため、人材の育成や伝統芸能の開催等を支援します。
- 地域食材を活用した郷土料理に関する食文化の伝承と情報発信を行い、小・中学校において給食での地産地消に取り組むとともに、収穫体験を通じ食育等を推進します。



- 森林や自然環境の保全に関する各種専門家を招聘し環境教育講座を開催するなど、地域の学校や公民館等での環境教育を推進します。

## (2)アドベンチャーツーリズム等観光産業の振興

- アクティビティを通じて、その地域ならではの自然や文化を体験できることに加え、環境への負荷軽減、地域コミュニティの維持・発展等のサステナブルな取組に寄与するアドベンチャーツーリズムの推進に努めます。
- 九州オルレ<sup>\*</sup>、ロングトレイル<sup>\*</sup>、フットパス<sup>\*</sup>など、大分県ならではの自然を満喫できる観光の機会を提供することにより、環境保全への理解促進に努めます。
- 農山漁村ツーリズム<sup>\*</sup>等により都市と農山漁村との交流の促進に努めます。
- 森林のもつ保健・レクリエーション機能や良好な景観等を観光資源として利活用していきます。



ATフィールドワーク（佐伯コースSUP）

## (3)ふれあいの機会づくりの推進

- 森林、草原、河川、干潟などの様々なフィールドにおける自然観察会や体験学習会など、自然とふれあう機会の充実を図るとともに、指導的役割を担う人材の養成や指導者相互のネットワークづくりを促進します。
- 自然観察会や保全活動を行っているNPOとの協働を推進します。
- 地域の自然環境、利用状況等を踏まえつつ、歩道、駐車場、公衆便所等の整備に努めます。
- 自然に対する正しい理解と深い認識を培い、モラルの向上を図るため、環境意識の普及・啓発に努めます。



指 標 項 目	単位	基準年度	目標値	
		R 5	R10	R15
ジオガイド認定者数（累計）	人	150	200	200
阿蘇くじゅう国立公園の公園利用者数（大分県分）	千人	3,242 (R4)	6,120 (R9)	6,420 (R14)
農山漁村ツーリズム宿泊延べ人数	人泊	5,000	5,520	5,740